

第86期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況	
（１）業務の適正を確保するための体制……………	1
（２）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要…………	4
連結注記表……………	6
個別注記表……………	24

法令および当社定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<https://www.rikenvitamin.jp/>) に掲載することにより、株主の皆さまにご提供しているものであります。

理研ビタミン株式会社

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア. 当社グループは、経営理念および理研ビタミングループ行動規範に基づいた行動を行い、コンプライアンス推進活動を通じて、すべての事業活動が高い倫理観と法令遵守の精神に基づいて行われる企業風土を構築する。
- イ. 当社は監査等委員会制度を採用し、弁護士資格所有者および公認会計士資格所有者を含む社外取締役を置くことにより、取締役会の監督機能の強化を図る。
- ウ. コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス推進規程および理研ビタミングループ行動規範を定めるとともに、コンプライアンス担当役員、コンプライアンス委員会およびコンプライアンスを推進する部門であるCSR推進部を置き、体制の整備を図る。
- エ. 具体的な事例に基づくケーススタディ等によるコンプライアンス学習を実施し、高い倫理観と法令遵守の精神を醸成する。また、社外有識者等による研修の実施、問題発生の際に速やかに対応し解決を図るための企業倫理ホットライン制度の運営の充実・周知等によりコンプライアンス体制の維持、向上を図る。
- オ. 取締役または使用人等の法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報制度として、監査等委員会またはCSR推進部を直接の情報受領者とする企業倫理ホットライン制度を整備する。本制度は企業倫理ホットライン制度運営規則に基づきその運用を行い、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないようプライバシー保護等に十分配慮するものとする。
- カ. 法令を遵守し、効率的に職務を執行するため、取締役、常務執行役員および執行役員に定期的な教育研修を行い、職責に対する意識改革を図る。
- キ. 当社グループは、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体とは、断固として対決し、取引関係その他一切の関係を持たない。不当要求を受けた場合には、関係機関とも連携して毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努める。
- ク. 当社は業務執行ラインから独立した監査部を置く。監査部は、内部監査規程に基づき使用人の業務執行および内部統制システムの運用状況の監査を実施し、社長への報告を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は取締役会の議事録を法令の定めに基づいて作成・管理するほか、稟議書およびその他文書等の情報を、文書管理規程および機密管理規程に基づき、その保存媒体に応じて検索性の高い状態で適切かつ確実に保存・管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. 当社グループは、業務執行に係るリスクとして「市況変動」、「安全性」、「原材料の調達」、「為替変動」、「知的財産権」、「情報、管理システム」、「自然災害等」、「法的規制」、「海外事業」の各リスクを評価し、これらの予防および発生時の対処のために、当社および関係会社より選出された委員によって構成されるリスク管理委員会を設置する。
- イ. リスク管理委員会による全社的な統括の下リスク管理体制の基礎としてリスク管理規程、マニュアルを制定し、平常時からリスクの予防および発生時に備える。
- ウ. 子会社のリスク管理体制を定期的に評価し改善するため、当社は子会社の自立的なリスク管理のために必要なルール策定と、業務におけるリスクの評価・管理のための教育を実施する。
- エ. 当社グループは、不測の事態発生時に顧客・取引先・地域社会等すべての利害関係者への被害拡大を防止し、自社の損害を最小限に止める体制を整える。不測の事態には、社長を本部長とする危機対策本部を設置し、情報収集および連絡に当たるとともに、必要に応じて第三者の助言を求めて迅速な対応を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
- イ. 当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については、取締役会の意思決定の迅速化や経営の機動性を高めるため、会長、社長、副社長、専務、常務によって構成される経営会議および取締役、常務執行役員、執行役員による執行役員会（必要により関係部長を含む）を設置する。
- ウ. 業務執行の適切な委譲により、取締役会の機能を経営上の重要事項の決定と監督に集中するため、常務執行役員制度を設ける。
- エ. 経営の効率化、監督機能と業務執行の強化を目的として執行役員制度を設ける。
- オ. 当社は3ヵ年を期間とする中期経営計画を策定し、その目標達成のために毎事業年度ごとの重点課題およびその実施計画を立案、実行する。
- カ. 取締役の指名、報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として、取締役会の諮問機関として任意の指名委員会および報酬委員会を設置する。

⑤ 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ア. 親会社である理研ビタミンの企業文化や経営方針を子会社と共有するため、子会社の役職者および従業員への教育を強化する。また、重要事項や問題点を適時適切に伝達するため、経営者および経営幹部や従業員同士の対話による双方向のコミュニケーションを強化し、特に海外子会社については社内の他言語習得者の活用やWeb会議等の手法を用いて情報共有化を促進する。
- イ. 子会社の管理は関係会社管理規程に基づき実施する。また、関係会社管理規程は、当社のグループ・ガバナンスの重要な規程として、実情や状況の変化等を勘案し、適時適切な改定を行う。
- ウ. グループ・ガバナンスの強化を図るための統括的組織として関連事業統括室を設置する。関連事業統括室は子会社の総務、人事、コンプライアンス、経理等に関する全般的な管理業務や指導を行うとともに、子会社のガバナンスの状況を含む運営全般についての把握・分析・評価を実施し、取締役会へ定期的に報告を行う。

- エ. 内部統制の有効性を高めるため、子会社の事業計画や利益計画の策定、新規開発テーマ等への管理のみならず、事業運営全体の情報や課題を共有するための管理・指導を行う。また、子会社は関係会社管理規程に基づき、当社社長に承認を得なければならない重要事項について事前承認を得るものとし、その業績およびその他の重要事項について当社取締役会に定期的に報告するものとする。
 - オ. 子会社が新規に取引を開始する際の十分な審査の実施や、契約書等の必要な情報の当社との共有化を更に進める。
 - カ. 子会社の原料調達・製造・在庫・物流・販売等の一連のサプライチェーンにおける規程および手順書の整備、プロセス管理、証憑類の管理を強化し、当社がそれらの管理体制・業務手順について定期的に検証を行う。
 - キ. 子会社の経営者や経営幹部を対象に、上場企業の子会社として必要な財務報告に係る知識を教育する。
 - ク. 当社グループが必要とするレベルのITシステムによる管理とそのための人材の充実を図り、業務管理体制の強化と業務内容の検証を行う体制の整備を促進する。
 - ケ. 子会社を対象に含み3カ年を期間とする中期経営計画を策定し、その目標達成のために毎事業年度ごとの重点課題およびその実施計画を立案、実行する。
 - コ. 監査部は内部監査規程に基づき定期的に子会社監査を行う。
 - サ. 監査等委員は関係会社管理規程に基づき関係部署より回覧された子会社の稟議書、報告書等の閲覧に加え、積極的に子会社への往査を行い、当社グループの取締役および使用人等に対して報告を求めることで監査機能の更なる強化を図る。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項並びに当該使用人の独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ア. 監査等委員会の監査機能および実効性の向上のため、その職務を補助する使用人を選任する。
 - イ. 当該使用人の任免・異動・人事評価については、監査等委員会の同意を必要とする。
 - ウ. 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員会の職務の補助を優先するものとする。
- ⑦ 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が監査等委員会に報告をする為の体制その他の監査等委員会への報告に関する体制並びにその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 監査等委員会は常勤の監査等委員を選定し、社内情報の収集と共有化に努め、監査の実効性を高める。監査等委員は取締役会および執行役員会その他の重要な会議に出席するほか、定期的に代表取締役との意見交換を行う。
 - イ. 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人等は当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項について監査等委員会に都度報告する。前記に関わらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人等に対して報告を求めることができる。

- ウ. 監査等委員会は、監査部から監査結果等について報告を受け、必要に応じて調査を求めるなど緊密に連携する。
- エ. 監査等委員会は、子会社監査役および会計監査人と定期的な会合をもつほか、随時緊密な情報交換を行うなど連携する。
- オ. 監査等委員からその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求があった場合は速やかにこれを処理するものとする。

⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令等に基づき、有効かつ適切な財務報告に係る内部統制の整備および運用体制の構築を行い、その整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善に努める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 業務の適正を確保するための体制全般

当社は、業務の適正を確保するための体制の運用状況について毎事業年度その状況を経営会議において審議し、取締役会に報告しております。なお、当事業年度中の取締役の職務執行の適法性および効率性を確保するための主な会議として、取締役会は15回、経営会議は17回、監査等委員会は15回開催しております。加えて、当社は取締役会の機能を経営上の重要事項の決定と監督に集中するため、常務執行役員制度を設けております。なお、当社グループは、青島福生食品の一連の問題に対する業務改善策に最優先で取り組み、皆さまからの信頼の回復を図るとともに、業績の回復と持続的成長のための長期戦略を策定する期間とすべく、2022年3月期に開始を予定しておりました中期経営計画の策定および公表を1年延期しております。取締役会の諮問機関である指名委員会および報酬委員会は、会議招集の機動性と、委員会の中立性を担保するため、両委員会とも社外取締役である委員から議長を選任しております。また、経営幹部の職責に対する意識改革として、取締役・常務執行役員・執行役員・国内外子会社の社長に対して、内部統制やコーポレート・ガバナンスに関する教育・研修を実施しております。

② コンプライアンスに関する事項

当社は、コンプライアンス推進規程に基づきCSR推進部等の体制を整備しており、社外有識者等による研修や組織レベルでの定期的な学習会、e-ラーニングやEメール等の社内Webシステムを用いた学習機会の提供やコンプライアンス情報の発信等が継続して実施されております。また、社内通報制度である企業倫理ホットライン制度が規則に基づき運用されており、CSR推進部による通報内容への対応が実施されるとともに、報告をした者が不利な扱いを受けないようプライバシー保護への配慮がなされております。この内部通報制度の拡充として、「理研ビタミングループ企業倫理ホットライン グローバル受付窓口」を開設し、5カ国の言語に対応して海外子会社からの相談を受け付けております。また、海外子会社の法令遵守体制の維持・向上を図るため、コンプライアンス学

習会の定期開催を推進するとともに、海外子会社の社長をメンバーに含めた「海外関係会社コンプライアンス推進会議」を複数回開催し、法令遵守についてケーススタディも交えて協議しております。

③ リスク管理に関する事項

リスク管理委員会を毎事業年度定期的に開催し、各委員が選定した重点リスクに関する施策の実施状況や当社グループ全体で対処すべきリスクに関する検証を行っております。また、当社は不測の事態発生時には、社長を本部長とする危機対策本部を設置し迅速な対応を行うこととしておりますが、当事業年度においては危機対策本部を設置するべき事態は発生しておりません。国内外子会社のリスク管理については、2021年1月に設置いたしました関連事業統括室が2021年6月末までに全ての連結子会社の状況把握を行い取締役会へ報告しており、関連事業統括室はこれらの状況把握を現在も継続しつつ、監査等委員会および内部監査部門と協議して海外子会社に関する重点リスクを設定し、リスク管理委員会で報告しております。

④ 監査等委員会の活動状況

監査等委員会が定めた監査計画に基づき、監査等委員は取締役会に出席するほか、常勤監査等委員は経営会議、執行役員会等の重要な会議に出席し、さらには社内の部門会議にも積極的に参加し、取締役等からその職務の執行に関する事項の報告を受けております。また、重要な決裁書類等を閲覧するほか、内部監査部門、関連事業統括室等の内部統制の関連部署および会計監査人等と、定期会合および随時の情報交換・意見交換を通じて、当社グループにおける内部統制システムの整備・運用状況を確認し、改善を図っております。また、監査等委員会の監査機能および実効性の向上のため、監査等委員会の補助使用人を設置しております。当事業年度は往査頻度を上げ、内部監査部門と連携し、リモートによる往査も取り入れつつ監査を実施し、監査結果は、往査実施後速やかに取締役会へ報告しております。

⑤ 内部監査に関する事項

監査部は内部監査規程に基づく使用人の業務執行および内部統制システムの運用状況の監査、ならびに関係会社管理規程に基づく関係会社監査等を実施しており、その実施状況や監査結果については定期的に経営会議に報告されております。また、監査等委員会や関連事業統括室との間においても定期的な情報交換の機会を設けております。

連結注記表 (2022年3月31日現在)

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社

連結子会社の数 12社

連結子会社の名称

理研食品(株)、(株)健正堂、栄研商事(株)、サニー包装(株)、
RIKEVITA (MALAYSIA) SDN.BHD.、RIKEVITA (SINGAPORE) PTE LTD、
RIKEN VITAMIN EUROPE GmbH、RIKEN VITAMIN USA INC.、GUYMON EXTRACTS INC.、
天津理研維他食品有限公司、理研維他精化食品工業（上海）有限公司、理研維他亜細亜股份有限公司

なお、前連結会計年度において連結子会社でありました青島福生食品有限公司は持分譲渡に伴い、連結の範囲から除いております。

② 非連結子会社

非連結子会社 新研産業(株)他 計4社

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社 新研産業(株)他 計4社

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

事業年度の末日が連結決算日と異なる連結子会社は以下のとおりであります。

会社名	事業年度の末日
GUYMON EXTRACTS INC.	12月末日
天津理研維他食品有限公司	12月末日
理研維他精化食品工業（上海）有限公司	12月末日

連結計算書類の作成にあたっては、連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。

ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

当社グループは主に家庭用食品、業務用食品、加工食品用原料、食品用改良剤、化成品用改良剤、ビタミン類などの製造・販売を行っております。

これらの商品又は製品の販売については商品又は製品の引渡時点において顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品又は製品の引渡時点で収益を認識しております。なお、国内の販売においては出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、履行義務の識別にあたっては、本人か代理人かの検討を行っており、自らの約束の性質が、特定された財を自ら提供する履行義務である場合には、本人として収益を対価の総額で認識しており、それらの財が他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として収益を他の当事者に支払う額を控除した純額で認識します。

収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しており、また、有償受給取引については、その取引において顧客に支払われる対価を控除した金額で測定しております。売上割戻しの金額は契約に基づき、販売代理店又は小売店における販売促進期間中の販売金額の見積りを基礎として見積もっており、収益の著しい減額が発生しない可能性が高い範囲でのみ収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね3ヶ月程度で受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

③ 未認識数理計算上の差異の会計処理方法

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

④ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を行っております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約

ヘッジ対象 外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

ヘッジ対象の範囲内で、将来の為替相場の変動によるリスクを回避する目的で利用しております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段について、相場変動額をヘッジ期間全体にわたり比較し、有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている為替予約については、有効性の評価を省略しております。

⑤ その他

リスク管理体制としては、ヘッジ取引は担当部門が実行し、経理部が管理及び随時取締役会へ報告し、承認を受けております。

(会計方針の変更)

収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財の支配が顧客に移転した時点で、当該財と交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、中国において従来は出荷時に収益認識しておりました商品又は製品の販売の一部について、当該商品又は製品の支配が顧客に移転した時点で収益を認識する方法に変更しております。収益認識会計基準等の適用によるそのほかの変更点は、以下のとおりです。

- ・変動対価及び顧客に支払われる対価

従来は販売費及び一般管理費に計上しておりました販売促進費等の一部を、売上高から控除する方法に変更しております。

- ・有償支給取引

買戻し契約に該当する有償支給取引について、従来は有償支給した原材料等について消滅を認識しておりましたが、当該取引において買戻す義務を負っていることから、有償支給した原材料等について消滅を認識しない方法に変更しております。なお、当該取引において支給品の譲渡に係る収益は認識しておりません。

- ・有償受給取引

顧客から製造のために使用する原材料等の支給を受け、加工を行ったうえで売り戻す有償受給取引のうち、従来は有償支給元への売戻し時に売上高と売上原価を計上しておりました取引については、加工代相当額のみを純額で収益として認識する方法に変更しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当連結会計年度の連結貸借対照表は、受取手形及び売掛金は54百万円、棚卸資産は1億18百万円、流動資産その他は22百万円、流動負債その他は1億92百万円それぞれ増加しております。当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高は16億46百万円、売上原価は3億20百万円、販売費及び一般管理費は13億28百万円それぞれ減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ2百万円増加しております。

当連結会計年度の連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高に影響はありません。

なお、1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

（表示方法の変更）

連結損益計算書関係

前連結会計年度において営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「支払手数料」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度において区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「支払手数料」は36百万円であります。

前連結会計年度において特別利益の「その他」に含めて表示しておりました「補助金収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度において区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「補助金収入」は21百万円であります。

(会計上の見積り)

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。会計上の見積りにより当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額のうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクが有る項目は以下のとおりです。

製品販売金額に応じて支払われる売上割戻しに係る未払販売促進費の測定額

・当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

当社グループは、販売代理店または小売店の販売金額に応じた売上割戻しの支払いや、キャンペーン活動に対する協賛金の支払いなどを通じて当社グループ製品の販売促進活動を行っております。当連結会計年度の連結貸借対照表において未払費用が3,457百万円計上されておりますが、これには未払販売促進費543百万円が含まれております。

・会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

販売促進費は契約に基づき費用計上するとともに、支払未了のものを未払販売促進費として計上しております。未払販売促進費には、販売代理店または小売店における製品販売金額に応じて支払われる売上割戻しのうち未払相当額が含まれております。

販売代理店または小売店の製品販売金額に応じて支払われる売上割戻しの未払相当額は、各販売先における販売促進期間中の販売金額を基礎としており、販売金額の見積りを主要な仮定として織り込んでおります。

こうした販売促進期間中の販売金額の見積りは高い不確実性を伴うことから、予測しえなかった事象の発生により販売金額の見積りが実績金額と異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、売上割戻しの金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

繰延税金資産の回収可能性に関する判断

・当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 3,068百万円

繰延税金負債との相殺前の繰延税金資産の金額は3,068百万円であり、評価性引当額1,363百万円を控除しております。このうち、当社は当連結会計年度において青島福生食品有限公司に関する持分の譲渡及び貸付債権の一部放棄を行ったことに起因した税務上の繰越欠損金を有しており、これに係る繰延税金資産を1,994百万円（評価性引当額715百万円控除後）計上しております。

・会計上の見積りの内容について連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金のうち、将来の税金負担額を軽減する効果を有すると認められる範囲内で認識しております。また、その回収可能性は「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）で示されている企業分類、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得等に基づいて判断しております。

繰延税金資産の回収可能性の判断に用いられる将来の課税所得の見積りは、翌連結会計年度以降の中期的な事業計画を基礎としており、当該事業計画には、将来の製品販売価格及び製品販売数量並びに原材料価格を主要な仮定として織り込んでおります。

事業計画に含まれる主要な仮定は見積りの不確実性が高く、実際の製品販売価格や製品販売数量との乖離、原材料価格の想定以上の高騰などに伴って、課税所得の見積額が変動することにより、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があります。

(追加情報)

役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、当社の取締役及び常務執行役員（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「取締役等」という。）を対象として、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的として、「役員報酬B I P 信託」を導入しております。

役員報酬B I P 信託は、予め定める株式交付規程に基づき取締役等に交付すると見込まれる数の当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得し、役位及び業績目標の達成度等に応じて、取締役等に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を交付及び給付を行います。取締役等が株式等の交付等を受けるのは、取締役等退任後となります。

信託に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じて、総額法を適用しております。これにより、信託として保有する当社株式を、信託における帳簿価額で純資産の部の「自己株式」に計上しております。

当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、293百万円、132,660株であります。

執行役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引

当社は、当社の執行役員（顧問執行役員を含み、取締役兼務者を除く。以下同じ。）を対象として、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的として、「株式付与E S O P 信託」を導入しております。

株式付与E S O P 信託は、予め定める株式交付規程に基づき執行役員に交付すると見込まれる数の当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得し、一定の要件を充足する執行役員に当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を交付及び給付を行います。執行役員が株式等の交付等を受けるのは、執行役員退任後となります。

信託に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じて、総額法を適用しております。これにより、信託として保有する当社株式を、信託における帳簿価額で純資産の部の「自己株式」に計上しております。

当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、130百万円、60,761株であります。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて

新型コロナウイルス感染症拡大の影響は翌連結会計年度までの一定期間にわたり当該影響が継続する仮定のもと、会計上の見積りを行っております。

なお、海外事業では前連結会計年度より中国において輸入冷凍水産品から新型コロナウイルスが検出され、販売の見通しが立たない輸入冷凍水産品に対して棚卸資産評価損を計上しておりましたが、当連結会計年度より当社の連結子会社であった青島福生食品有限公司を持分譲渡により連結の範囲から除外しているため、当社グループの財産及び損益の状況に与える影響は軽微であると考えております。

また、国内食品事業、国内化成品その他事業においても、新型コロナウイルス感染症拡大による当社グループの財産及び損益の状況に与える影響は軽微であると考えております。今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況や経済状況によっては翌連結会計年度以降の当社グループの財産及び損益の状況に影響を及ぼす可能性があります。

棚卸資産の評価の修正について

当社の連結子会社であった青島福生食品有限公司（以下「青島福生食品」という。）が、2020年8月に鱈などを中心とした水産加工品を廉価で処分販売した事実が判明したことに伴い、青島福生食品の棚卸資産の評価が適切に行われていなかった疑いが生じたため、当社は、外部専門家を含む特別調査委員会を設置し事実関係の調査を行いました。

その結果、青島福生食品において適切な棚卸資産の管理がなされておらず、棚卸資産を評価するための記録が正確に作成されていなかったため、過年度において連結貸借対照表上の棚卸資産の評価が適切に行われていなかったことが判明いたしました。

当社は、2020年10月上旬に実地棚卸を行うとともに、2020年8月に廉価で販売した水産加工品に関する書類および青島福生食品からの事実関係の説明による入手可能な情報に基づいて、棚卸資産評価損を計上いたしました。また、当該棚卸資産は前連結会計年度末も保有しており、同様の評価を行っております。

なお、当連結会計年度より青島福生食品は持分譲渡に伴い連結の範囲から除外しているため、上記棚卸資産は当連結会計年度末の連結貸借対照表には含まれておりません。当該棚卸資産評価損の金額は以下のとおりです。

連結損益計算書

棚卸資産評価損（※） 2百万円

※ 前連結会計年度に計上した棚卸資産評価損と、当連結会計年度に計上した棚卸資産評価損の純額

連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 68,523百万円

(2) 圧縮記帳

有形固定資産に係わる国庫補助金等の受入れにより取得価額から控除している圧縮記帳累計額は次のとおりであります。

建物及び構築物	430百万円
機械装置及び運搬具	648百万円
工具、器具及び備品	15百万円
土地	8百万円
計	1,102百万円

(3) 偶発債務

(保証債務)

勤労者財産形成促進法に基づく

従業員の銀行からの借入金に対する保証 1百万円

(4) 貸出コミットメントライン

当社は、資産効率の向上、金融関係費用の削減、不測の事態に備えた流動性および財務健全性の確保のため、取引銀行4行との間に貸出コミットメントライン契約を締結しております。

この契約に基づく借入実行残高及び借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	6,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	6,000百万円

(5) 顧客との契約から生じた債権の残高は、以下のとおりです。

受取手形	596百万円
売掛金	17,477百万円
電子記録債権	643百万円

(6) 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高 312百万円

連結損益計算書に関する注記

(1) 関係会社出資金売却益

当社の連結子会社であった青島福生食品有限公司の持分譲渡に伴い発生したものであります。なお、同社では、「連結注記表（追加情報）棚卸資産の評価の修正について」において記載した棚卸資産評価損の計上のほか、前連結会計年度において実在性が確認できなかった特定の顧客とのエビ加工販売取引に係る売上高を取り消し、既入金額を仮受金として計上するとともに、取り消した売上に対応する売上原価を営業損益以外の項目と判断し特別損失として計上し、連結計算書類を作成しておりました。

(2) 関係会社出資金売却関連費用

当社の連結子会社であった青島福生食品有限公司の持分譲渡に伴う費用を計上したものであります。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 40,705,100株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
2021年6月22日 定時株主総会	普通株式	692	21.00	2021年3月31日	2021年6月23日
2021年10月29日 取締役会	普通株式	692	21.00	2021年9月30日	2021年12月6日

- (注) 1. 2021年6月22日開催の定時株主総会決議による配当金の総額には、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。
2. 2021年10月29日開催の取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

(3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	824	25.00	2022年3月31日	2022年6月29日

- (注) 2022年6月28日開催の定時株主総会決議予定による配当金の総額には、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 2,027円84銭

(2) 1株当たり当期純利益 657円98銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純利益 21,582百万円

普通株主に帰属しない金額 -百万円

普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 21,582百万円

期中平均株式数 32,800,724株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については主に銀行借入による方針であります。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先ごとの期日管理及び残高管理等を行うことでリスク軽減を図っております。また、投資有価証券は業務上の関係を有する企業等の株式であり、定期的に時価の把握を行っております。

短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に自己株式取得に係る資金調達であります。また、資産効率の向上、金融関係費用の削減、不測の事態に備えた流動性および財務健全性の確保のため、取引銀行4行との間に貸出コミットメントライン契約を締結しております。

デリバティブ取引は、為替変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券 (*3)	19,102	19,102	—
(2) 長期借入金 (*4)	(16,466)	(16,410)	△56
(3) デリバティブ取引 (*5)	8	8	—

(*1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(*2) 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金、電子記録債権」、「支払手形及び買掛金、電子記録債務」及び「短期借入金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*3) 市場価格のない株式等は、「(1) 投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	14
非連結子会社株式	25

(*4) 長期借入金の支払期日が1年以内になったことにより、短期借入金に計上されたものについては、本表では長期借入金として表示しております。

(*5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	19,102	—	—	19,102
デリバティブ取引	—	8	—	8

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	16,410	—	16,410

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

① 財の種類による分解情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	国内食品事業	国内化成品 その他事業	海外事業	
顧客との契約から生じる収益	54,130	6,617	18,483	79,231
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	54,130	6,617	18,483	79,231

② 収益の認識時期による分解情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	国内食品事業	国内化成品 その他事業	海外事業	
一時点で移転される財	54,130	6,617	18,483	79,231
一定の期間にわたり移転される財	—	—	—	—
顧客との契約から生じる収益	54,130	6,617	18,483	79,231
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	54,130	6,617	18,483	79,231

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「連結注記表（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項）4. 会計方針に関する事項（4）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	18,433
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	18,717
契約負債（期首残高）	148
契約負債（期末残高）	312

契約負債は主に、商品又は製品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩され、当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は140百万円です。

当連結会計年度において、契約負債が164百万円増加した主な理由は、海外事業における売上高の増加によるものであります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予定される顧客との契約期間が概ね1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

重要な後発事象に関する注記

自己株式の消却

当社は、2022年4月25日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議し、自己株式の消却を以下のとおり実施いたしました。

- | | |
|-------------------|------------------------------------|
| (1) 自己株式の消却を行った理由 | 株式市場での流通株式比率の向上および希薄化懸念の払拭のため |
| (2) 消却した株式の種類 | 当社普通株式 |
| (3) 消却した株式の数 | 7,000,000株（消却前発行済株式総数に対する割合17.20%） |
| (4) 消却日 | 2022年5月10日 |
| (5) 消却後の発行済株式総数 | 33,705,100株 |

企業結合に関する注記

子会社持分の譲渡

1. 持分譲渡の概要

- (1) 譲渡先の企業名称
青島農邦農副産品有限公司
- (2) 譲渡した子会社
青島福生食品有限公司（以下、「青島福生食品」という。）
- (3) 持分譲渡の理由

当社は、中国で製造した冷凍野菜や乾燥野菜を当社の自社ブランドのレトルト食品およびスープの原料として使用するという目的のもと、1994年に当時中国の国営企業であった青島福生食品を買収しました。以降同社は、当社グループの一員となり、現在は冷凍野菜および水産加工品の製造・販売を主な事業としておりますが、近年では中国国内での人件費の高騰や債権の回収遅延による貸倒引当金の計上等により、業績が悪化しておりました。

また、当社は、青島福生食品の不適切な会計処理に関し、グループ・ガバナンスの改革や内部統制の改善等に向けた各種取組みを推進する一方で、青島福生食品の業績悪化および不適切な会計処理を契機として、グループ内における同社の位置付けについて検討を行ってまいりました。

その結果、当社と青島福生食品との間でシナジーが見込めないこと、また、今期においても冷凍水産品の販売低迷等により同社の収益が悪化していることなどから、経営の効率化とリスク低減を目的として、同社の持分を青島農邦農副産品有限公司に譲渡することといたしました。

- (4) 譲渡実行日
2021年6月29日
- (5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項
受取対価を現金とする持分譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1) 譲渡損益の金額

関係会社出資金売却益 12,076百万円

(2) 譲渡した子会社に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	1,994	百万円
固定資産	2,358	百万円
資産合計	<u>4,353</u>	百万円
流動負債	15,473	百万円
固定負債	6,630	百万円
負債合計	<u>22,103</u>	百万円

(3) 会計処理

「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 2013年9月13日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき処理を行っております。

3. 譲渡した子会社の事業が含まれていた報告セグメント

海外事業

4. 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高	399	百万円
営業損失(△)	△654	百万円

個別注記表 (2022年3月31日現在)

重要な会計方針に係わる事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

……………移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

……………時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

……………総平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)

ア. 2007年3月31日以前に取得したもの …… 旧定額法

イ. 2007年4月1日以降に取得したもの …… 定額法

② 無形固定資産 (リース資産を除く) …… 定額法

なお、ソフトウェア (自社利用分) については、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 株式報酬引当金

株式交付規程に基づく取締役等及び執行役員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、取締役等及び執行役員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

⑤ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(a) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(b) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりです。

当社は主に家庭用食品、業務用食品、加工食品用原料、食品用改良剤、化成品用改良剤、ビタミン類などの製造・販売を行っております。

これらの商品又は製品の販売については商品又は製品の引渡時点において顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品又は製品の引渡時点で収益を認識しております。なお、国内の販売においては出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、履行義務の識別にあたっては、本人か代理人かの検討を行っており、自らの約束の性質が、特定された財を自ら提供する履行義務である場合には、本人として収益を対価の総額で認識しており、それらの財が他の当事者によって提供されるように手配する履行義務である場合には、代理人として収益を他の当事者に支払う額を控除した純額で認識します。

収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定して

おり、また、有償受給取引については、その取引において顧客に支払われる対価を控除した金額で測定しております。売上割戻しの金額は契約に基づき、販売代理店又は小売店における販売促進期間中の販売金額の見積りを基礎として見積もっており、収益の著しい減額が発生しない可能性が高い範囲でのみ収益を認識しております。

有償支給取引において、支給品を買い戻す義務を負っている場合、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第104項の取扱いを適用し、支給品の譲渡時に当該支給品の消滅を認識しております。当該取引において支給品の譲渡に係る収益は認識しておりません。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね3ヶ月程度で受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(7) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を行っております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約

ヘッジ対象 外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

ヘッジ対象の範囲内で、将来の為替相場の変動によるリスクを回避する目的で利用しております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段について、相場変動額をヘッジ期間全体にわたり比較し、有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている為替予約については、有効性の評価を省略しております。

⑤ その他

リスク管理体制としては、ヘッジ取引は担当部門が実行し、経理部が管理及び随時取締役会へ報告し、承認を受けております。

(8) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財の支配が顧客に移転した時点で、当該財と交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用による変更点は、以下のとおりです。

・変動対価及び顧客に支払われる対価

従来は販売費及び一般管理費に計上しておりました販売促進費の一部を、売上高から控除する方法に変更しております。

・有償支給取引

買戻し契約に該当する有償支給取引について、従来は有償支給した原材料等について消滅を認識しておりましたが、当該取引において買戻す義務を負っていることから、有償支給した原材料等について消滅を認識しない方法に変更しております。なお、当該取引において支給品の譲渡に係る収益は認識しておりません。

・有償受給取引

顧客から製造のために使用する原材料等の支給を受け、加工を行ったうえで売り戻す有償受給取引のうち、従来は有償支給元への売戻し時に売上高と売上原価を計上しておりました取引については、加工代相当額のみを純額で収益として認識する方法に変更しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、収益認識会計基準等の適用を行う前と比べて、当事業年度の貸借対照表は、棚卸資産は17百万円減少し、流動資産その他は同額増加しております。当事業年度の損益計算書は、売上高は16億27百万円、売上原価は3億69百万円、販売費及び一般管理費は12億58百万円減少しております。また、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

当事業年度の株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高に影響はありません。

なお、1株当たり情報に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる、計算書類への影響はありません。

(表示方法の変更)

損益計算書関係

前事業年度において営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「支払手数料」は、金額の重要性が増したため、当事業年度において区分掲記しております。なお、前事業年度の「支払手数料」は26百万円であります。

(会計上の見積り)

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。会計上の見積りにより当事業年度の計算書類に計上した金額のうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクが有る項目は以下のとおりです。

製品販売金額に応じて支払われる売上割戻しに係る未払販売促進費の測定額

・当事業年度の計算書類に計上した金額

当社は、販売代理店または小売店の販売金額に応じた売上割戻しの支払いや、キャンペーン活動に対する協賛金の支払いなどを通じて当社製品の販売促進活動を行っております。当事業年度の貸借対照表において未払費用が2,886百万円計上されておりますが、これには未払販売促進費543百万円が含まれております。

・会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

「連結注記表(会計上の見積り)製品販売金額に応じて支払われる売上割戻しに係る未払販売促進費の測定額」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

繰延税金資産の回収可能性に関する判断

・当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 2,555百万円

繰延税金負債との相殺前の繰延税金資産の金額は2,555百万円であり、評価性引当額873百万円を控除しております。このうち、当社は当事業年度において青島福生食品有限公司に関する持分の譲渡及び貸付債権の一部放棄を行ったことに起因した税務上の繰延欠損金を有しており、これに係る繰延税金資産を1,994百万円(評価性引当額715百万円控除後)計上しております。

・会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

「連結注記表(会計上の見積り)繰延税金資産の回収可能性に関する判断」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(追加情報)

役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引

役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、「連結注記表（追加情報）役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

執行役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引

執行役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、「連結注記表（追加情報）執行役員に信託を通じて自社の株式を交付する取引」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて

新型コロナウイルス感染症拡大の影響については、今後、翌事業年度までの一定期間にわたり当該影響が継続する仮定のもと、会計上の見積りを行っております。新型コロナウイルス感染症拡大による当社の財産及び損益に与える影響は軽微であると考えておりますが、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大状況や経済状況によっては翌事業年度以降の当社の財産及び損益の状況に影響を及ぼす可能性があります。

関係会社投融資に関する事項

当事業年度において、当社の連結子会社であった青島福生食品有限公司を持分譲渡したことに関連し、前事業年度において、同社において実在性が確認できなかった特定の顧客とのエビ加工販売取引に係る売上高の取り消し及び過年度より滞留していた棚卸資産に係る評価等を起因として計上した以下の引当金の取崩を行い特別利益として計上したことのほか、関連する費用を特別損失として計上し、計算書類を作成しております。

損益計算書

関係会社貸倒引当金戻入額	221百万円
債務保証損失引当金戻入額	1,113百万円
関係会社事業損失引当金戻入額	10,443百万円
関係会社出資金売却関連費用	150百万円

貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	43,247百万円
(2) 圧縮記帳	
有形固定資産に係わる国庫補助金等の受入れにより取得価額から控除している圧縮記帳累計額は次のとおりであります。	
機械装置	23百万円
(3) 偶発債務	
(保証債務)	
① 勤労者財産形成促進法に基づく 従業員の銀行からの借入金に対する保証	1百万円
② 関係会社の借入金に対する保証 (株)健正堂	417百万円
(4) 関係会社に関する金銭債権・債務（独立掲記したものを除く）	
① 短期金銭債権	1,008百万円
② 短期金銭債務	1,154百万円
(5) 貸出コミットメントライン	
当社は、資産効率の向上、金融関係費用の削減、不測の事態に備えた流動性および財務健全性の確保のため、取引銀行4行との間に貸出コミットメントライン契約を締結しております。 この契約に基づく借入実行残高および借入未実行残高は次のとおりであります。	
貸出コミットメントの総額	6,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	6,000百万円

損益計算書に関する注記

- | | | |
|----------------------------|------------|-----------|
| (1) 関係会社との取引高 | 売上高 | 2,672百万円 |
| | 仕入高 | 10,086百万円 |
| | 営業取引以外の取引高 | 979百万円 |
| (2) 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。 | | |
| | 建物 | 1百万円 |
| | 構築物 | 0百万円 |
| | 機械装置 | 2百万円 |
| | 工具、器具及び備品 | 0百万円 |
| | 解体撤去費用等 | 30百万円 |
| | 計 | 34百万円 |
- (3) 関係会社貸倒引当金戻入額は、当社の連結子会社であった青島福生食品有限公司を持分譲渡したことによる引当金の取崩額であります。
- (4) 債務保証損失引当金戻入額は、当社の連結子会社であった青島福生食品有限公司の借入金に対する保証債務の減少による取崩額であります。
- (5) 関係会社事業損失引当金戻入額は、当社の連結子会社であった青島福生食品有限公司を持分譲渡したことによる引当金の取崩額であります。
- (6) 関係会社出資金売却関連費用は、「連結注記表（連結損益計算書に関する注記）」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 7,901,659株

(注) 自己株式の株式数には、「役員報酬B I P信託」が保有する当社株式132,660株及び「株式付与E S O P信託」が保有する当社株式60,761株が含まれております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	2,709百万円
賞与引当金	273百万円
未払費用	201百万円
資産除去債務	94百万円
株式報酬引当金	32百万円
棚卸資産評価損	25百万円
退職給付引当金	23百万円
その他	67百万円
繰延税金資産 小計	3,429百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 (注)	△715百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△158百万円
評価性引当額	△873百万円
繰延税金資産 合計	2,555百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	3,188百万円
前払年金費用	707百万円
資産除去費用	53百万円
未収事業税	36百万円
その他	3百万円
繰延税金負債 合計	3,990百万円

繰延税金負債の純額 1,434百万円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

(単位：百万円)

	5年超
税務上の繰越欠損金 (※1)	2,709
評価性引当額	△715
繰延税金資産	(※2) 1,994

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金2,709百万円 (法定実効税率を乗じた額) について、繰延税金資産1,994百万円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込み等により、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

関連当事者に関する注記

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	事業年度未残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	理研食品(株)	宮城県多賀城市	80百万円	わかめ製品等の製造・販売	100.0	—	当社がわかめ商品、エキス製品等を仕入	輸送品の仕入(注1)	5,967	買掛金	571
子会社	青島福生食品有限公司	中華人民共和国山東省青島膠州市	65,100万元	冷凍野菜、水産加工品の製造・販売	—	—	—	資金の回収(注2)	241	—	—
								債権放棄(注2)	5,241	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 商品及び製品の購入価格については市場価格及び原価を勘案した交渉のうえ決定しております。

(注2) 青島福生食品有限公司は持分譲渡しており、取引金額は持分譲渡に伴う貸付金の一部回収及び債権放棄であります。これに伴い同社に対する貸倒引当金を取り崩し、債権放棄額との差額221百万円を関係会社貸倒引当金戻入額に計上しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表（収益認識に関する注記）」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,564円90銭

(2) 1株当たり当期純利益 630円29銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当期純利益 20,674百万円

普通株主に帰属しない金額 ー百万円

普通株式に係る当期純利益 20,674百万円

期中平均株式数 32,800,724株

重要な後発事象に関する注記

(自己株式の消却)

「連結注記表（重要な後発事象に関する注記）」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

